

「かさま歴史交流館 井筒屋」の設置及び 管理に関する条例の制定について

1. 旧井筒屋旅館本館整備の目的と現在までの経緯及び今後の予定

笠間稲荷周辺を訪れる観光客の滞在時間の増加や、地元市民の利活用促進による当該地区の活性化を目的として、東日本大震災後に廃業となった旧井筒屋旅館を、観光案内及び笠間城跡や笠間の偉人を紹介する歴史展示コーナーを設置し、笠間の歴史に触れながら、市民・観光客の交流を図る場として整備するため、平成27年度末に耐震補強・改修工事の実施設計を作成しました。

平成29年3月に耐震補強・改修工事に着手し、現在工事を進めております。

平成30年4月のオープンを予定しており、施設の供用開始に向け、設置及び管理に関する条例を制定します。

2. 条例の内容について

(1) 設置目的 (第1条)

歴史及び観光情報の発信、並びに市民や観光客等の交流促進による地域活性化の推進を図るため、「かさま歴史交流館井筒屋」を設置する。

(2) 名称及び位置 (第2条)

かさま歴史交流館 井筒屋

笠間市笠間 987 番地

「愛称を定めることが出来る」

(3) 管理 (第3条)

常に良好な状態での管理、効率的な運営。

(4) 業務 (第4条)

- ①地域活性化の促進に関すること。
- ②笠間市の歴史及び観光情報の発信に関すること。
- ③市民や観光客等の交流の促進に関すること。
- ④施設の使用の許可及び使用料の徴収に関すること。

(5) 開館時間等 (第5条)

午前9時から午後10時まで

定期休館日 定期休館日は月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日以降直近の休日でない日。

(6) 入館料 (第6条)

入館料は無料とする。

(7) 使用に関する事項 (第7条から第10条)

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 7条：使用の許可 | 事前に使用許可の申請等 |
| 8条：使用料 | 施設を使用する場合の使用料（次ページの「使用料」参照） |
| 9条：使用料の減免 | 使用団体、目的等により減免（次ページの「使用料の減免」参照） |
| 10条：損害賠償等 | 施設を壊した場合の賠償等 |

(8) 指定管理者による管理 (第11条)

民間事業者を含む団体を幅広く公募することで、施設の稼働率の向上、また経費の縮減が図られる管理運営ができる事業者を選択することが可能となる。

(9) 委任 (第12条)

条例施行に関し必要な事項を規則で定める。(施設使用許可申請書 等)

3. 使用料等について

(1) 使用料の算定

使用料の算定については、使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき算定。

(2) 使用料

(単位:円)

施設名	時間	9時～	13時～	18時～	9時～	13時～	9時～
		12時	17時	22時	17時	22時	22時
会議室1		1,400	1,800	1,800	3,700	4,200	6,000
会議室2(和室)		600	800	800	1,600	1,800	2,700
交流広場1		2,900	3,900	3,900	7,900	8,900	12,900
交流広場2		2,500	3,300	3,300	6,700	7,600	11,000

(3) 使用料の減免

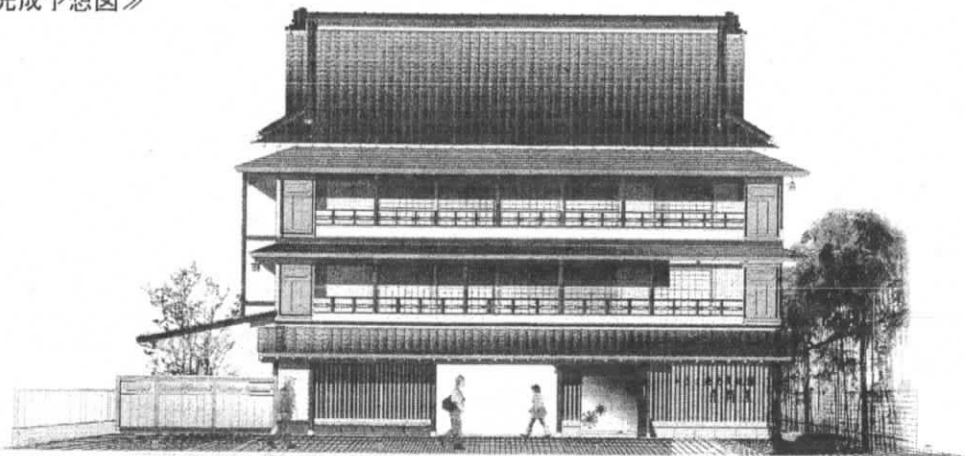
区分	減免額
1 市内の地域活動団体, 市民活動団体, NPO法人等が営利を目的とせず使用するとき。	全額
2 笠間市又は笠間市教育委員会が主催又は共催して使用するとき。	全額
3 笠間市又は笠間市教育委員会が後援して使用するとき。	半額
4 その他市長が特に必要と認めるとき。	市長がその都度決定する額

4. 今後の予定

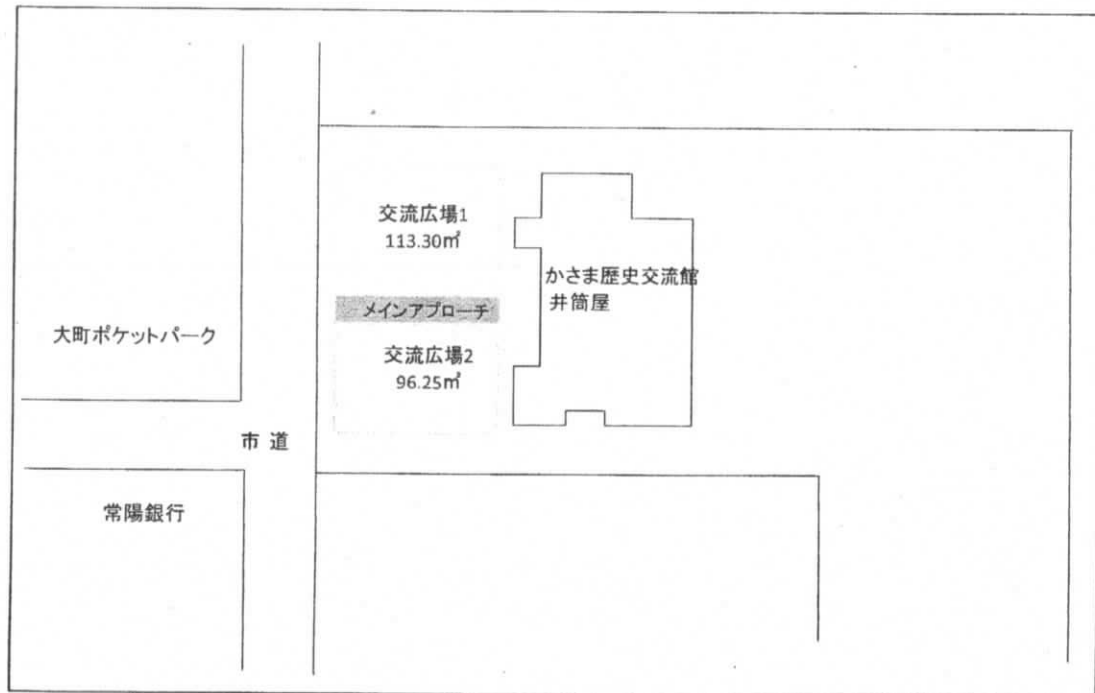
平成29年11月24日	議員全員協議会へ報告
12月上旬	条例案を議会へ上程
平成30年 3月下旬	耐震補強改修工事及び歴史展示コーナー等の設置完了
4月1日	開館(条例施行)

かさま歴史交流館 井筒屋平面図

《完成予想図》



《敷地平面図》

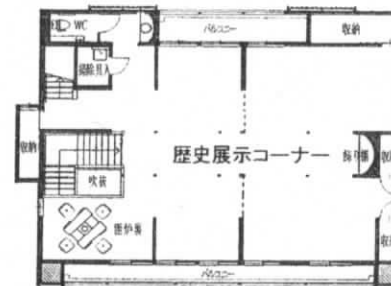


《各階平面図》

3階平面図



2階平面図



1階平面図

